

## 入札告示

札幌市告示第 815 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

平成 30 年 2 月 15 日

札幌市長 秋元 克広

### 記

#### 1 契約担当部局

〒062-8570 札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2-1

札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課（契約担当）

電話 011-818-3413

#### 2 入札に付する事項

##### (1) 役務の名称

ア 南 10 条線（南 9 条西 13 丁目）ほか下水道管路保全業務

イ 南 19 条宮の沢線（南 7 条西 25 丁目）ほか下水道管路保全業務

ウ 道道樽川篠路線（新琴似 7 条 14 丁目）ほか下水道管路保全業務

エ 真駒内篠路線（北 49 条東 7 丁目）ほか下水道管路保全業務

オ 米里中の島線（栄通 7 丁目）ほか下水道管路保全業務

カ 上野幌中央線（大谷地東 7 丁目）ほか下水道管路保全業務

キ 平岸澄川線（平岸 3 条 15 丁目）ほか下水道管路保全業務

ク 定山溪東西線（定山溪温泉東 1 丁目）ほか下水道管路保全業務

ケ 宮の沢高台線（宮の沢 3 条 4 丁目）ほか下水道管路保全業務

コ 土功排水沿線（曙 2 条 4 丁目）ほか下水道管路保全業務

##### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

##### (3) 履行期間

平成 30 年 3 月 23 日から平成 31 年 1 月 16 日まで

##### (4) 履行場所

入札説明書による。

##### (5) 入札方法

上記 2(1)に記載の役務ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8%に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを

問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加資格

2 社以上で構成する特定共同企業体（以下「共同企業体」という。）で、次の各要件を満たす者に限り、本役務に係る入札への参加資格を有するものとする。

#### (1) 一般事項

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条の要件を満たす中小企業であること。

ウ 札幌市競争入札参加資格者として、対象業務で必要とする業種等の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続に基づき当該業種等の再認定を受けていること。）

エ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

オ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（ウに掲げる再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

カ 次に掲げる一定の資本関係、又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと（共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

#### (ア) 資本関係

a 親会社と子会社の関係にある場合。

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

#### (イ) 人的関係

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

b 一方の会社役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

#### (2) 特定事項

ア 共同企業体の構成員

(ア) 平成 29・30 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事）において、工種が大分類「工事」、中分類「下水道」に登録されている市内業者であること。

(イ) 平成 27～29 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務関係）において、業種が大分類「一般サービス」、中分類「上下水道施設等維持管理業」、小分類「下水道処理施設維持管理業」、取扱品目「下水道管路施設清掃等」に登録していること。

(ウ) 平成 27～29 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務関係）において、業種が大分類「一般サービス」、中分類「廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」、取扱品目「産業廃棄物収集運搬・処分」に登録していること。

(エ) 産業廃棄物収集運搬業許可証を有していること。

許可品目の種類は、「汚泥」、「木くず」、「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「がれき類」、「廃プラスチック類」とする。

(オ) 業務に対応する建設業法の許可業種に係る原則として国家資格を有する主任技術者（以下「主任技術者」という。）を配置すること。

なお、配置する主任技術者は、申請者と 3 か月以上の雇用関係であること。

#### イ 共同企業体の代表者

(ア) 平成 29・30 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事）において、工種が大分類「工事」、中分類「下水道」における格付け等級が B 等級以上に登録していること。

(イ) 本市が発注した下水道管路保全業務又は下水道管路維持管理業務について、元請としての履行実績があること（平成 14 年 4 月 1 日以降において業務が完了しているものに限る。また、共同企業体により履行したものを含む。）。

(ウ) 下水道本管内テレビカメラ調査及び下水道本管内面修繕に必要な機材である高圧洗浄車（4 t クラス以上）及び汚泥吸引車（4 t クラス以上）を保有していること（リースを含む。）。

※ この場合のリースは、申請書等提出期限日を含む 2 年以上のリース期間（自動更新条項を適用する場合を含む。）となっているものに限る。

#### ウ 共同企業体の結成方法等

(ア) 札幌市下水道管路保全業務共同企業体取扱要綱を遵守すること。

### (3) 業務の履行体制

ア 1 日に 2 現場以上の施工が可能な体制を確保するため、業務代理人のほか業務代理人が常駐する以外の現場の施工管理をつかさどる業務代理人補を専任で配置すること（業務代理人補における専任とは、業務履行現場稼働時に現場に常駐できる体制にあることをいう。）。

なお、業務代理人及び業務代理人補は、主任技術者を兼務できるものとする。

### (4) 入札参加基準

ア 入札参加者は、入札参加資格要件等を満たす範囲内であれば複数の業務に入札参加することができる。

イ 入札参加資格申請にあたり、業務代理人を他の業務と重複して配置申請することはできない。

ウ 1 つの会社は、複数の共同企業体の構成員として複数の業務に入札参加できるが、同一の業務に入札参加することはできない。

エ 本業務は、業務（現場）代理人の兼任を認めない業務とする。

#### 4 入札説明書の入手方法

上記 1 の場所のほか、下記 URL のホームページからダウンロードできる。

<http://www.city.sapporo.jp/gesui/keiyaku/29nenndo/kannrohozenn29.html>

#### 5 入札書の提出場所等

##### (1) 入札の日時及び場所

###### ア 入札日

平成 30 年 3 月 8 日（木）

###### イ 時刻

###### (ア) 上記 2(1)アの役務

午前 9 時 30 分

###### (イ) 上記 2(1)イの役務

午前 9 時 35 分

###### (ウ) 上記 2(1)ウの役務

午前 9 時 40 分

###### (エ) 上記 2(1)エの役務

午前 9 時 45 分

###### (オ) 上記 2(1)オの役務

午前 9 時 50 分

###### (カ) 上記 2(1)カの役務

午前 9 時 55 分

###### (キ) 上記 2(1)キの役務

午前 10 時 00 分

###### (ク) 上記 2(1)クの役務

午前 10 時 05 分

###### (ケ) 上記 2(1)ケの役務

午前 10 時 10 分

###### (コ) 上記 2(1)コの役務

午前 10 時 15 分

###### ウ 場所

下水道河川局庁舎 1 階入札室（住所は上記 1 に同じ）

##### (2) 開札

入札終了後、直ちに上記 5(1)ウの場所にて行う。

##### (3) 入札書の提出方法

上記 5(1)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。

(送付及び電送による提出は認めない。)

## 6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が札幌市の休日を定める条例に定める休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

### ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

### イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。)に、入札説明書に示す書類を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

### ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。